

熊本でも勝訴確信

熊本水俣病訴訟弁護団が声明

新潟水俣病裁判で、原告側が勝訴したことについて、熊本水俣病訴訟弁護団の山本茂雄団長らは二十九日午前「この判決は熊本水俣病訴訟における原告勝訴の予想を確定的にするものである」との声明を発表した。一方、被告側の楠本昇三弁護士は「新潟での事件だし判決が出ても今の段階で特別に言うことはない」と話している。原告弁護団の声明要旨次の通り。

あつたのは、まことに同慶にたえて、原告側は主張立証に十分の準備調査を行ない昭電の過失責任（因果関係、過失の態様）を追及したが、証明は完ぺきであり、勝訴判決は予想されたところであつた。昭電社長が上訴権を放棄したことには賛成する。昭電は公害発生企業の反省を促し、設備の改善をもたらす戒告であり、公害絶滅を希求する国民の要望にこたえたものだ。

昭電はアセトアルデヒド製造工場を訴訟開始前に撤去、関係書類

を焼却したため、原告弁護団はチッソ水俣工場の検証によって証拠を固めた。水俣病の実態、発生の因果関係、昭電の責任は熊本水俣病の調査によって立証の実をあげた。新潟訴訟の弁護団が昭電の抗弁、反証を粉碎してこの成果をあ

げたのはその献身的努力と、支援団体、学者の協力が大きく貢献した。昭電社長が上訴権を放棄したことには賛成する。企業の倫理を明らかにしたものと思う。チッソも見習うべきである。われわれ熊本水俣病弁護団は、

さらに奮闘して原告の勝訴を図り、公害絶滅を図り、全土を公害なき楽園にすることを期する。